

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	平成30年12月26日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	平成30年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	30四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	平成30年12月14日 (金)		
				会議時間	11時10分 ~12時13分		
出席委員	委員長	垣内 孝文					
	副委員長	宮本 幸輝					
	委員	宮崎 努					
	委員	川淵 誠司					
	委員長	上岡 真一		欠席委員			
	委員長	山下 幸子					
その他	委員外議員	寺尾 真吾					
	委員外議員	西尾 祐佐					
執行部出席者	子育て支援課長	西澤 和史					
	子育て支援課保育係長	田村 典義					
	生涯学習課長	小松 富士夫					
	生涯学習課長補佐	戸田 裕介					
	西土佐教育分室長	大原 直文					
	福祉事務所長	小松 一幸					
	会計課長	高橋 由美					
事務局	事務局長	中平 理恵					
	事務局長補佐	上岡 史卓					
記 録							
平成30年12月定例会において、本委員会に付託を受けた議案7件について委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず、第11号議案「四万十市立保育所条例の一部を改正する改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：西澤子育て支援課長】

現在移転建築中の川崎保育所について、来年2月に工事が完了し、3月中に開所する予定であることから、川崎保育所の位置を改正するもので、併せて、条例中、全ての保育所の位置の規定に地番の表示が無かったことから、地番を追加するもの。

(質疑なし)

採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決した。

●次に、第12号議案「四万十市地域子育てセンターの設置及び管理に関する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：西澤子育て支援課長】

移転建築中の川崎保育所内に、西土佐地域における子育て支援の拠点となる地域子育てセンターを設置し、平成31年4月1日より運営を開始するため、必要な改正を行うもの。

(質疑なし)

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(小休)

(落成式についての質問があり、3月10日の予定で教育民生常任委員の出席をお願いするとの報告がある。)

(正会)

●次に、第22号議案から26号議案の「公の施設の指定管理者の指定について」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：小松生涯学習課長】

まず、今年度作成された、『公の施設の指定管理者制度に関する運用指針』に沿って募集し、『指定管理者候補者選定委員会』により5月29日に第1回選定委員会を開催、図書館、文化センター、体育施設は公募での募集を行うことを決定、8月1日より募集、現在の指定管理者のみからの応募、10月5日の選定委員会にて書類審査・ヒアリング審査が行われ、結果が10月11日に通知された。結果は、図書館に対し、(株)図書館流通センターが審査基準点300点のところ合計評価点433点、文化センターに対し、まちづくり四万十株式会社が240点のところを260点、安並運動施設に対し、公益財団法人四万十市体育協会300点のところを328点であり、いずれも基準を満たしているところから指定管理候補者とし、議案の提出を行うこととした。

地域住民のためのコミュニティ施設については、住民主体の地区組織等が一体的に管理することにより地域住民の利便性の向上が図られると認められる場合は公募によらず候補者を選定できることになっており、玉姫さくら会館及び歴史民俗文化の里権谷せせらぎ交流館については、非公募で課内で審査をして指定管理候補者として今回提案した。

○第22号議案「公の施設の指定管理者の指定について（四万十市立図書館）」について

【質疑：宮本委員】

議案については、よくわかった。住民からの話で、図書館に「遅咲きのヒマワリ」のDVDがないが、置いてはどうかという話があった。「遅咲き」や「あらうんど四万十」等置いてはどうか。

【答弁：小松生涯学習課長】

地元を舞台としたドラマのDVDを図書館に置いてはどうかという提案と思うが、検討したい。

【質疑：川淵委員】

民間への指定管理となったことで選書の偏りはないか。

【答弁：小松生涯学習課長】

購入に際しては指定管理者から生涯学習課に伺いが回っており、チェック体制が確立されているため、偏りはないと考える。

【質疑：川淵委員】

オーバーワーク等、労働条件での問題は出ていないか。

【答弁：小松生涯学習課長】

現在まで生涯学習課でそのような問題は確認していない。適正に運営されていると考えている。

【質疑：宮崎委員】

図書館の今回の指定期間は5年となっているが、指定期間3年、5年の基準は何か。

【答弁：小松生涯学習課長】

今回定めた『公の施設の指定管理者制度に関する運用指針』の中で公募により指定する場合5年以内、地域密着型も5年以内、その他3年以内となっており、指針に基づいた最大期間の5年としたもの。

【質疑：宮崎委員】

前回も公募で3年だったが、今回5年となった理由は。

【答弁：小松生涯学習課長】

指針が今年度できたので、これまでは3年だったものを今回から新たに出来た指針に基づき5年とした。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○第23号議案「公の施設の指定管理者の指定について（四万十市立文化センター）」について

【説明：生涯学習課長】

指定期間について、通常なら5年とするところを、複合施設ができ取り壊す予定のため4年間としている。

【質疑：川淵委員】

文化センターについて掃除が行き届いていない、幕が破れたままになっているといった話を聞く。

【答弁：小松生涯学習課長】

文化センターは老朽化が激しく、音響施設、照明等、耐用年数を大幅に超えた状態で使用している。できる範囲での修繕は行っているが、建替え目前ということもあり大規模な改修は難しい。音響施設はどうしても交換の必要があるため、来年度に向け入れ替えの検討をしている。

【質疑：宮本委員】

2階ホールの入口、以前植木鉢があったところが何もなくなっている。来場者へのおもてなしとして、花等のちょっとした潤いが欲しい。

【答弁：小松生涯学習課長】

まちづくり四万十と共に検討し環境整備について考えていきたい。

【質疑：垣内委員】

駐車場の改修工事をしていたと思うがあれは何か。

【答弁：小松生涯学習課長】

文化センター入口の工事、昨年度から水道工事を行っており完了している。

【質疑：宮崎委員】

取り壊すため4年というのは理解できたが、事前準備もあるためオーバーラップさせ5年で指定する方法もあると思うが。

【答弁：小松生涯学習課長】

5年で指定すると文化センターを取り壊した際、途中での指定解除の必要があるため、4年にした。直前になって取り壊し期間が決まった時、再度指定する。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○第24号議案「公の施設の指定管理者の指定について（玉姫さくら会館）」について

（質疑なし）

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○第25号議案「公の施設の指定管理者の指定について（安並運動公園有料公園施設他）」について

（質疑なし）

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●第26号議案「公の施設の指定管理者の指定について（歴史民俗文化の里権谷せせらぎ交流館）」について

【質疑：宮本委員】

以前、平日に行ったが誰もいなくて入れなかったが開館時間はどうなっているのか。

【答弁：大原西土佐教育分室長】

平日は8時30分から17時の開館となっているが、毎日訪れる人がいないため、誰もいない時もある。パンフレットに管理者の連絡先が書いてあり、そこに連絡するようになっている。

【質疑：上岡委員】

自分は何回か行ったことがあるが、いつも前もって電話していた。年間の入館者数はどれだけか。

【答弁：大原西土佐教育分室長】

平成29年度は入館者は43名。地区の集会所を兼ねているため、年間の利用延人数としては943人となる。

【質疑：宮本委員】

管理者の連絡先の周知方法は。

【答弁：大原西土佐教育分室長】

パンフレットに書いてある他、西土佐教育分室に電話がかかってきたら対応している。

【意見：川淵委員】

直接行った人にわかるように、入口に連絡先を掲示してはどうか。

【答弁：大原西土佐教育分室長】

そのように対応する。

（小休）

（鴨川にある公民館の分館についての話がある。）

（正会）

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（小休）

（福祉事務所長及び会計課長より「生活保護費（12月分）データ未送信による支給時間の遅れについて」の報告があった。）

（次回の休会中の委員会の日程について2月4日に行うことが決定された。）

（正会）

●委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。